

福生市事業継続計画(地震編)概要版

令和2年3月修正

1 事業継続の目的

事業継続計画(BCP^{*})とは、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るため、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画です。

福生市事業継続計画(地震編)(以下、「本計画」)は、大規模地震により市役所機能が低下する状況下でも実施する必要がある業務を、非常時優先業務として選定し、その業務を実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源の準備や対応方針を定め、かつ復旧を早めることを目的として策定したものです。なお、本計画は、平成25年3月に作成され、福生市地域防災計画(平成30年度修正)を基に、令和2年3月に修正するものです。 ※Business Continuity Planの略

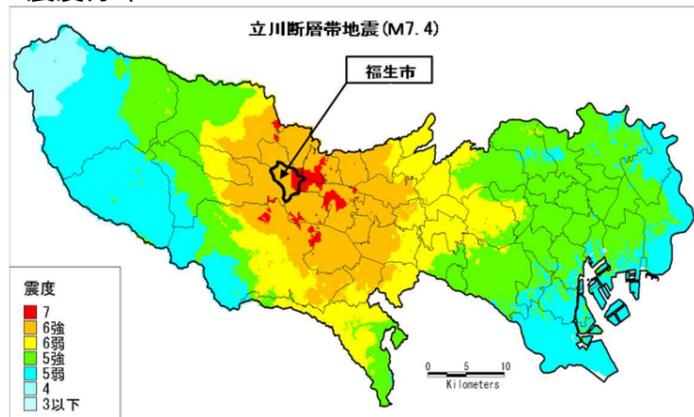
2 前提条件

本計画の前提とする地震は、地域防災計画の被害想定から、福生市への影響が最も大きい「立川断層帯地震(M7.4)」としました。(首都直下地震等による東京の被害想定報告書 平成24年4月)

■被害

- 地震動は、市のほぼ全域で震度6強。東部で震度7。
- 液状化の危険性は低いが多摩川沿いで想定されている。

■震度分布



※各想定ケースのうち最大

| | | |
|------------|------------|---------|
| 建物被害 | 全壊 | 2,778棟 |
| | うち焼失 | 1,406棟 |
| | 半壊 | 1,617棟 |
| 人的被害 | 死者 | 90人 |
| | うち災害要援護者 | 49人 |
| | 負傷者 | 955人 |
| 避難者 | | 23,213人 |
| 自力脱出困難者発生数 | | 866人 |
| 帰宅困難者数 | | 10,596人 |
| ライフライン被害 | 電力[停電率] | 25.1% |
| | 通信[不通率] | 9.4% |
| | ガス[供給支障率] | 0.0% |
| | 上水道[断水率] | 64.7% |
| | 下水道[管渠被害率] | 18.5% |
| 震災廃棄物量 | | 35万t |

3 事業継続の方針

大規模災害によるリスクを踏まえ、市の責務を果たすため、次の方針に基づき業務継続を図るものとしました。

- 大規模な地震が発生した時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えることが市の第一の責務であるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務をさらに精査するとともに、あらかじめ優先順位を定めておく。

4 非常時優先業務の選定

■非常時優先業務とは

大規模地震が発生した時、市は、災害応急対策や災害時であっても中断できない通常の行政サービスを継続して行う必要があります。しかし、ライフラインの途絶や職員の不足などにより、全ての業務を平常時と同じように行うことは困難です。

そこで、市役所の資源(ヒト、モノ、情報及びライフライン等)のリスクを踏まえて、優先して実施する業務(非常時優先業務)を選定し、業務開始の目標時間を決めました。

■非常時優先業務の対象

非常時優先業務の対象は、次のとおりです。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 災害対策業務 | 地域防災計画に定められている災害対策本部事務分掌 |
| 通常業務 | 市組織規則に定める分掌事務のうち継続して行う必要のある優先度の高い業務 |

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期のことで、実施期間とは、その業務を継続して実施する期間を示します。

本計画では、対象期間は、「発災後1か月以内」とし、業務開始目標時間について5つに区分し、この期間内に実施する必要がある業務を非常時優先業務としました。

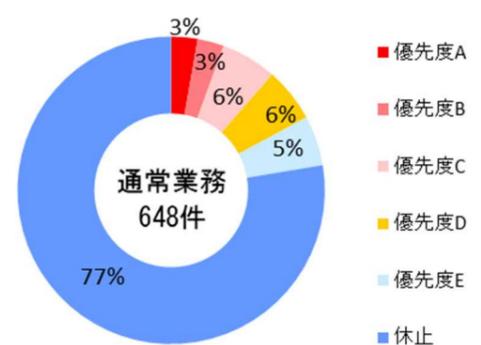
| 優先度 | 優先度A | 優先度B | 優先度C | 優先度D | 優先度E | 休止 |
|----------|------|------|------|------|------|----|
| 業務開始目標時間 | 24時間 | 3日 | 1週間 | 2週間 | 1か月 | — |

■非常時優先業務の選定結果

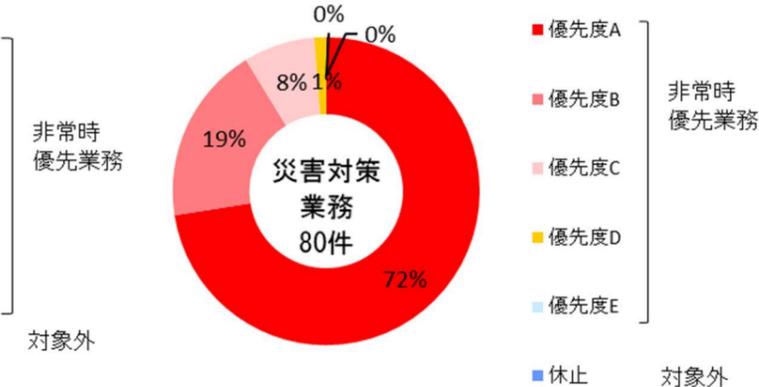
通常業務は、発災直後から開始すべき業務は少なく、発災当日に開始すべき業務が約3%、3日以内が約6%でした。一方、1か月は開始しなくても多大な影響を及ぼさない「休止」の業務が約77%でした。

災害対策業務は、発災当日に開始すべき業務が約72%、3日以内が約91%でした。

●通常業務



●災害対策業務



(単位: 件)

| | 業務開始目標時間 | | | | | | 合計 |
|--------|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----|-----|
| | 優先度A 24時間 | 優先度B 3日 | 優先度C 1週間 | 優先度D 2週間 | 優先度E 1か月 | 休止 | |
| 通常業務 | 18 | 18 | 38 | 37 | 34 | 503 | 648 |
| 災害対策業務 | 58 | 15 | 6 | 1 | 0 | 0 | 80 |

5 事業継続に関するリスク

事業継続の制約となる人的・物的資源について、リスクを分析しました。

■災害対策要員のリスク

勤務時間外に突発的な災害が発生した場合、職員は参集することとなっていますが、道路の被害等による交通機関への影響により一部の職員が参集できないことが想定されます。

そこで、全職員の徒歩又は自転車による参集時間について調査しました。その結果、地震発生後の数時間は、通常より少ない職員で対応する必要があるものの、12時間以内には、ほぼ全員が参集可能との結果となりました。

| 参集時間 調査結果 | 地震発生～ 1時間以内 | 1時間～ 3時間以内 | 3時間～ 12時間 | 12時間～ 24時間 | 参集 不可 | 合計 |
|--------------|----------------|---------------|--------------|---------------|----------|------|
| 参集人数 | 218人 | 131人 | 51人 | 0人 | 2人 | 402人 |
| 参集率 | 54% | 33% | 13% | 0% | 0% | 100% |

| | |
|-----------------|--|
| 各部課の非常時優先業務 | 災害時には非常に多くの業務が集中するため、職員が不足することが考えられる。 |
| 初動期の人員確保 | 人的資源が不足する事態が見込まれる。また、職員自身や家族の被災や参集経路の障害などにより参集できないことも考えられる。 |
| 参集可能職員の職務能力 | 非常時優先業務の順位付けにおいて優先度の高かった業務のうち、専門性の高い業務に精通した人材の不足が予想される。 |
| 参集職員の状況把握及び安否確認 | 参集に時間を要する又は参集困難な職員との連絡の際に、電話は輻輳が予想され、メールも着信まで時間がかかることが想定される。 |
| 職員家族の安否確認等 | 勤務時間内に発災した場合に、職員が安心して職務に専念するには職員の家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。 |
| 職員の活動支援 | 発災時には、多くの災害対策業務及び通常業務に対応するため、職員の負担が大きく、長時間の勤務を行う事態が想定される |
| 職員の健康管理 | 大規模な地震が発生した時には、過酷な環境下における業務への責務や長期間の勤務により、疲労による疾病や心理的負担が生じるおそれがある。 |
| 他機関等との連携の強化 | 各業務に関係する機関・団体、業者等と様々な連携が必要となる。業務によっては、専門知識や資格が必要となり、全てを職員で対応することは不可能である。 |
| 受援体制の確立 | 大規模災害時には、迅速かつ的確に人・物の応援を受入れ、適材適所に配置することが重要となる。 |

■事業執行環境のリスク

災害発生時の事業継続に影響する庁舎やライフライン機能等の執務環境について、職員の執務場所となる市役所本庁舎を含む40の施設について現状を把握しました。

| | |
|---------------|--|
| 耐震化・安全対策 | 本庁舎は、耐震性が確保されているが、非構造部材や棚等の固定は完全ではない施設がある。 |
| 電力 | 本庁舎は自家用発電設備が整備されている。自家用発電設備や太陽光パネルが設置されている施設がある一方で、停電時には完全に停電となる施設がある。 |
| 災害情報・通信手段 | 福生市防災行政無線(移動系)は、無線の交信に支障をきたす可能性がある。また、防災行政無線(移動系)は、一部施設のためのみの配備となっている。 |
| トイレ | 断水時や停電時に利用可能なトイレはあるが、下水道管の破損等により使用できなくなった場合、代替トイレとなる設備を確保している施設が少ない。 |
| 情報システム | 一部の各課固有システムに災害耐性が無いものがあった。また、災害時に故障した場合の復旧体制が未確立である。また、用紙、トナー等の備蓄はしていない。 |
| 非常時における職員への対応 | 職員用の食料備蓄物資は確保されていない。非常時における職員用の毛布等の備蓄や睡眠場所の確保がされていない。 |

6 事業継続のための対策

大規模災害時に非常時優先業務を実施できるよう、普段から事業継続のための対策を実施します。

■主な対策

| | |
|---------------|---|
| 災害対策要員 | <ul style="list-style-type: none"> 各部署での人員再配置や、人員協力等の体制、他自治体の職員や民間等の外部支援者の応援を受ける協力関係を築き、効果的に非常時優先業務を行う態勢を構築する。 職員の参集後の行動を災害対応職員マニュアル等の中で明確にする。 普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認する。 災害時においても、家族の介護や子育て等にも配慮する環境づくりや、勤務ローテーションの構築等を検討する。 職員の休憩・仮眠場所の確保を行う。 メンタルヘルスを含めた職員の健康管理を検討する。 関係する機関、団体等との協力体制を検討し、協定の締結などによる連携を強化する。 迅速に受援に対応するために、受援計画を策定するなど、受援体制の確立を図る。 |
| 庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> 非構造部材について調査して、危険性を除去する。 収納家具やOA機器の固定等、施設内の安全対策の実施を推進する。 |
| 電力 | <ul style="list-style-type: none"> 発災時の施設の活用を考慮して、発電機や燃料の備蓄を推進する。 屋上設置が可能な施設は、太陽光パネルの導入を検討する。 |
| 災害情報・通信手段 | <ul style="list-style-type: none"> 移動系無線システムの多重化を実施する。 代替通信手段として衛星電話の配備などを検討する。 |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> マンホールトイレの設置や簡易トイレの備蓄数の増を検討する。 業者と提携し、発災時に仮設トイレの提供を受けられるよう、協定を締結する。 |
| 情報システム | <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源やUPSに接続されていないシステムは電源確保方法を検討する。 耐震性のある場所へのサーバ移設等を検討する。併せて災害時の復旧体制について検討する。 全庁でコピー用紙、トナー等の状況を把握し、部署間で融通する。 |
| 非常時における職員への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 職員用の食料及び毛布等の準備や、仮眠場所等の確保について検討する。 職員用の3日分の食料を備蓄し、更には応援者などの災害応急対策業務従事者のために、1日から1週間分の備蓄を図る。 非常参集時には、職員自らが食料を持参すること等について周知する。 |

7 業務継続への取組み

本計画に基づいて非常時優先業務を効果的に遂行するためには、事業継続計画を管理・運用する事業継続マネジメント(BCM)を推進する必要があります。

職員全員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるように、PDCAサイクル通じて、事業継続計画の持続的改善を行うことが重要です。

各部課においては、作業手順、指揮命令系統、情報連絡体制等を示したマニュアル整備します。

また、本計画に関する説明会や研修を行い、業務継続に係る周知徹底を図るとともに、定期的に訓練を実施します。事業継続計画を実効性のある計画にするために、教育・訓練等を踏まえ、問題点の洗い出し、課題の検討を適宜行います。

